

黒松内町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和2年3月
黒松内町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生していることから、各小中学校の通学路において関係機関と連携して点検並びに必要な対策内容について関係機関と協議してきた。

このたび通学路の安全確保に向けた組織的な取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「黒松内町通学路交通安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図る。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「黒松内町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

推進会議は合同点検が必要な箇所について検討が必要な場合は、必要に応じ会議を行う。

- (1) 北海道警察寿都警察署（警察関係者）
- (2) 北海道開発局小樽開発建設部倶知安道路事務所（国道管理者）
- (3) 後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所（道道管理者）
- (4) 黒松内町立小中学校（学校関係者）
- (5) 黒松内町建設水道課（町道管理者）
- (6) 黒松内町総務課（町交通安全担当）
- (7) 黒松内町PTA連合会（保護者代表）
- (8) 黒松内町教育委員会（教育関係者）

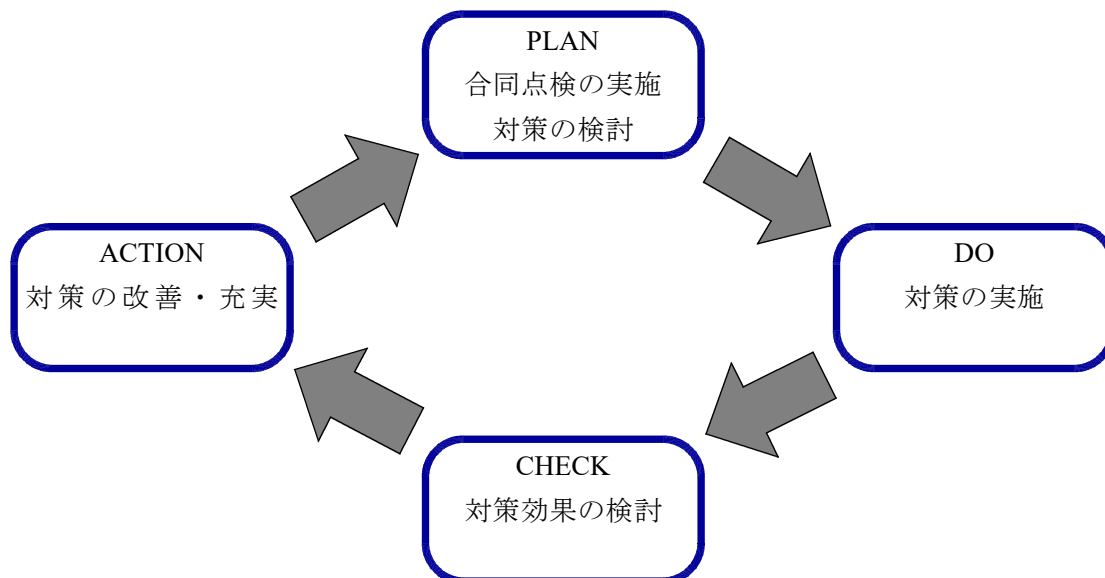
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、随時合同点検を実施し、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図る。

【通学路安全確保のためのP D C Aサイクル】



(2) 合同点検の実施

推進会議メンバーにおいて、小中学校通学路の安全確保のため、必要に応じて合同点検を実施する。

(3) 対策の検討

学校から報告のあった対策要望箇所について、関係する機関で現地確認をし、対策案の検討を行う。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているか、各小中学校への聞き取りを実施し、対策効果の把握を行う。

(6) 対策の改善

対策実施の効果の検証を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 公表

黒松内町通学路交通安全プログラム及び対策箇所・対策内容については、教育委員会ホームページ等で公表する。